

第29回政策評価審議会（第32回政策評価制度部会との合同）

1 日 時 令和4年6月27日（月）15時00分から17時00分

2 開催方法 Web会議により開催

3 出席者

（委員）

岡素之会長、森田朗会長代理、岩崎尚子委員、薄井充裕委員、田渕雪子委員、
前葉泰幸委員、田辺国昭臨時委員、横田響子臨時委員、堀田聡子専門委員

（総務省）

清水行政評価局長、武藤大臣官房審議官、平池大臣官房審議官、原嶋総務課長、
西澤企画課長、辻政策評価課長、渡邊評価監視官、高角評価監視官、
岡本評価監視官

4 議 題

- 1 諮問第2号「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策」について
- 2 不登校、ひきこもりの子供支援に関する政策評価について
- 3 今後実施する行政運営改善調査のテーマ案について
- 4 政策評価に関する最近の取組について

5 資 料

- 資料1 諮問第2号「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策」
- 資料2 不登校・ひきこもりの子供支援に関する政策評価（調査の状況）
- 資料3-1 テーマの検討状況
- 資料3-2 ため池の防災減災対策に関する行政評価・監視（案）
- 資料3-3 地域における住民の防災意識の向上（自然災害の伝承活動）に関する

	る実態調査（案）
資料 3－4	「ごみ屋敷」対策に関する実態調査（案）
資料 4－1	令和3年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告（概要）
資料 4－2	令和3年度の実証的共同研究の取組について
資料 4－3	規制に係る政策評価の点検結果（令和2年度分）
参考資料	政策評価審議会提言に関連する動き等

6 議事録

（岡会長） それでは、第29回政策評価審議会と第32回政策評価制度部会の合同会合を開会いたします。

本日は、牛尾委員が御欠席でございます。ほかの皆様は、テレビ会議システムにより御出席いただいております。

それでは、議事に入ります。議題1は、「諮問第2号「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策」について」です。

皆様の御尽力で取りまとめました「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言」につきましては、5月31日に公表いたしました。その後、6月3日の第4回デジタル臨時行政調査会への報告などを経て、その実現に向けて取組を進めることとなったと聞いております。

それでは、まず事務局からの説明をお願いいたします。

（辻政策評価課長） 政策評価課長の辻でございます。委員の皆様におかれましては、提言の取りまとめに当たり、大変な御尽力を賜りまして、ありがとうございました。

それでは、議題1について御説明をいたします。まず、提言取りまとめ後の政府の動きについて御説明いたします。政策評価審議会の提言は、ただいま岡会長からお話しいただきましたように、5月31日に公表いたしました。同日に行政改革推進会議の「アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ提言」も取りまとめ、公表されております。

行政改革推進会議のワーキンググループの提言では、行政の無謬性神話から脱却し、複雑かつ困難な社会課題に適時的確に対応できる、より機動的で柔軟な行政への転換を目指す

として、霞が関の文化を変え、職員の意識改革や行動変容を促していくための様々な方策が取りまとめられております。政策評価審議会の提言と、この行政改革推進会議のワーキンググループの提言があいまって、機動的で柔軟な行政への転換の実現を目指していくという関係になっております。

提言の取りまとめの後の動きについて、参考資料を御覧ください。6月3日に開催されました第4回デジタル臨時行政調査会におきまして、金子総務大臣と牧島行政改革担当大臣から、それぞれ二つの提言について報告が行われ、その後、岸田内閣総理大臣から両大臣に対しまして、「行政も無謬性神話から脱却し、アジャイル型の対応が不可欠です。霞が関の職員が、前例にとらわれず、変化に柔軟に対応できるよう、牧島大臣、そして金子大臣は提言の実現に取り組んでください」との発言がございました。

その後、次の4ページですが、6月7日に閣議決定されました骨太方針の中では、行政の無謬性にとらわれず、デジタル技術も活用し、予算編成プロセスなどで、EBPMに基づく意思決定を推進するなど、より機動的で柔軟な政策形成・評価を可能とする取組を進めるとしまして、注記のとおり、行政改革推進会議のワーキンググループの提言と政策評価審議会の提言に盛り込まれた各種取組を進めることとされたところです。

また、「EBPMの徹底強化」というところですが、EBPMの手法の実践に向け、行政事業レビューシートを順次見直し、予算編成プロセスでのプラットフォームとしての活用等を進めるとともに、政策立案・実施に投入するリソースの確保に向けて政府の評価関連作業の合理化を進めるとして、今般の提言では、行政事業レビューと政策評価の一体化などについても打ち出しをしていただいておりますが、ここでは、レビューシートを予算編成プロセスで活用していくことが盛り込まれております。

さらに、その下ですが、同日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても、政策評価審議会の提言の内容を具体化するといったことが記載されております。

資料1-2に戻っていただきまして、こうした政府の動きも踏まえて、今回の諮問の内容を御説明いたします。諮問趣旨については、ただいま御説明を申し上げました政策評価審議会提言を含む政府全体の検討状況を踏まえて、デジタル時代にふさわしい政策形成・評価を実現するための具体的方策について御検討いただきたいということで、政策評価審議会に諮問させていただくものです。

主な検討事項としましては、今般提言していただいた事項をどのように制度的に位置付

けていくのかということと、今後、そのために総務省が果たしていくべき役割、特に支援等の在り方について。それから、行政事業レビューとの一体化など、評価関連作業の整理や政策体系の在り方、政策プロセスの中で作成される資料を評価書として取り扱うための方策、柔軟な評価の実施に関する考え方の整理を挙げておりますが、これに限らず、提言を含めた政府全体の検討状況を踏まえて、具体的な方策について幅広く御検討いただきたいと考えております。

答申の時期ですが、新しい評価の取組について、来年度から順次実施できるようにしていくためには、年末までには方針を示し、各府省に準備を進めていただく必要がありますので、12月を目途とさせていただきます。

具体的な中身の検討はこれからですが、まずは議論をキックオフさせていただくということで、今回、諮問という形を取らせていただくものです。今後、事務局としましては、各府省の実情などもお伺いしながら、早急に論点を整理してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

(岡会長) 辻課長、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様方から、御質問、御意見などをいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(田渕委員) 田渕です。よろしいでしょうか。

(岡会長) 田渕委員、どうぞ。

(田渕委員) ありがとうございます。評価制度を運用していくのは職員の方々ですので、先ほども御説明ありましたように、引き続き各府省の皆さんとしっかりコミュニケーションを取って進めていただきたいと思います。昨年の3月に提言を取りまとめるに当たって、各府省の皆さんとセッションさせていただいているので、具体的な方策を検討する際にも、またそうした機会を作っていただければと思います。

併せて、地方公共団体の評価の御担当の方々の声を聞かせていただくことも有効かと思えます。5月31日にデジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言が公表された際に、評価で関わらせていただいている地方自治体の皆さんに情報共有をさせていただいたところ、非常に大きな関心を持たれていました。地方自治体は、国よりも先に評価に取り組んでおり、これまでも色々な課題に直面し対応してきているので、有意義なお話を聞かせていただけるのではないかと思います。御検討いただければと思います。

以上です。

(岡会長) 田淵委員、ありがとうございました。今の御意見に対して、事務局から何かコメントあればお願いします。

(辻政策評価課長) ありがとうございます。まさに今、先生方から御指摘いただいたように、引き続き各府省としっかりコミュニケーションを取りながら進めていきたいと考えております。その際、今、御提案いただきました各府省の皆様と政策評価審議会とのセッションの場、あるいは地方公共団体の皆様の意見を聞いていくといったようなことも、どういう形で実現できるのかということも含めて検討していきたいと考えております。よろしくをお願いします。

(岡会長) ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでございましょうか。よろしいですか。

では、私の方からですが、これから具体策を検討するにあたって、デジタル庁との連携を含め、或いは、今、田淵委員がおっしゃったように現場の声も聞きながらいろいろ実施していくことはそのとおりだと思います。しかし、これまでも私から毎回事務局に申し上げておりますが、私は取りまとめたことがこれから実現できるのかということを非常に気にしております。その実現のためには、データの収集、共有、活用などの環境整備は絶対に必要だと思います。これは我々委員が行うことではありませんが、我々が取りまとめたものが実現されていくためには、いつまでに環境整備ができるのか、また、その責任の所在はどこにあるのかを明確にしておくことが必要だと思いますので、これは事務局へのお願いとなりますが、よろしく願いいたします。

以上です。

ほかの委員の方は特にございませんでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。デジタル時代にふさわしい政策形成や評価を実現していくことは、骨太の方針にも位置付けられた政府全体の大変重要な課題であります。本審議会としても、大臣の諮問にお答えできるよう、関連する政府全体の検討状況も踏まえながら、その具体的な方策についてしっかりと議論をしてまいりたいと存じます。

具体的な検討は、政策評価制度部会において進めていただきたいと思います。

森田部会長を始め、部会の皆様には引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして、議題2に移ります。議題2は、「不登校・ひきこもりの子供支援に関する政策評価について」です。

本件は、昨年7月の第24回審議会において、評価の実施前に調査設計の方針等について議論したものです。今回は、評価の取りまとめに向け、その方向性について御意見を伺いたいと思います。

それではまず、事務局からの説明をお願いいたします。

(高角評価監視官) 事務局担当監視官の高角です。不登校・ひきこもりの子供支援に関する政策評価について、御説明いたします。

資料の2の1ページ目を御覧いただきますと、上の方に背景を整理しておりますが、これは割愛させていただきます。

下の方の調査の概要ですが、昨年7月の政策評価審議会で御審議をいただきました際にお示ししましたロジックモデルを掲載しております。こちら、堀田専門委員を始めとする6人の有識者の方からなる「不登校・ひきこもりの子供支援に関する政策評価に係る研究会」を開催いたしまして、こういった形での考え方の整理をいただきました。

このロジックモデルにおいては、活動をアセスメント、支援策の検討、フォローアップという三つの段階に分けて、それから最終的なアウトカムにつながる経路といったものを整理しており、これを踏まえて調査を設計、実施しております。

右側の調査の実施状況ですが、本調査は実地調査とアンケート調査の2本立てで行いました。実地調査におきましては、全国28の小中学校、15の公共の施設である教育支援センター、12の民間のフリースクール等の機関における取組の実施状況等を把握いたしました。

一方で、アンケート調査は、実地調査をいたしました機関に対し、そこに通っている不登校の児童生徒及びその保護者への調査票の配付をお願いし、最終的に回収できたのは児童生徒70人、保護者88人ということで、サンプル数としてはかなり限られたものですが、こういった形でアンケートを実施いたしました。この両者を整理した結果を次ページ以降、紹介させていただきます。

次のページに参りまして、まず一つ目は不登校の原因・理由を把握するアセスメントですが、この中で学校における相談の受付体制、それから、周知の状況について整理しております。支援の実施状況について実地調査した結果としては、多くの調査対象校は、相談を受け付ける体制の整備、そして、その内容について何らかの周知の活動を行っているということでした。

一方で、アンケート結果を御覧ください。三つのトピックを御紹介します。一つ目は、約7割近くの児童生徒は相談受付体制について知らないと回答しており、学校側としては、周

知活動を行っているはずですが、それが児童生徒には届いていないという状況が見て取れるところでもあります。

そして、二つ目ですけれども、相談受付の体制を知っているかどうかによって、相談のしやすさに影響あるのではないかと、少なくとも相関関係としては、知っているほうが相談しやすいという傾向が見て取れるのではないかと考えられます。

三つ目といたしまして、児童生徒について、上のグラフを見ても分かるとおおり、全体で見ると52%ですが、相談しづらいという回答が多数を占めているという状況があります。そもそも先ほどの相談受付体制を知らないということもありますが、自由回答を見ますと、先生に対して、畏れ多い気持ちである、カウンセラーにどこまで話していいかわからないといった状況があるようです。心理的な壁というものが相談しやすい環境づくりにおける課題ということで捉えられるのではないかと考えております。

次のページに参りまして、支援策の検討のうち、支援に関する情報提供の状況について、ここでは2点御紹介しております。

一つは、支援のためにどのような情報が必要かについて、右側のアンケート調査の結果を見ると、保護者の側からは、公的機関の支援、フリースクール等の民間施設による支援、学校以外で支援を受けた場合の出席扱い、相談窓口のいずれの情報に対してもニーズがかなり高いことが示されております。

一方で、学校における情報提供の実施状況を見ますと、特にフリースクール等の民間施設の支援に関する情報提供について実施している割合がかなり低くなっていることが見て取れます。学校側の意見を載せておりますが、公的な機関が特定の民間施設を紹介することに対する不公平感や、外部の機関を紹介してしまうことで、学校側が支援を放棄したというような受け止めをされるのではないかと心配などがあるようです。このように、民間施設の支援に関する情報提供は必ずしも十分対応できていないのではないかと考えられます。

それから、もう1点ですけれども、国の方針といたしまして、近年、登校という結果のみを目標としない、つまり、何が何でも学校に戻すということが目標ではないということが打ち出されておりますが、それがどの程度浸透しているかについてです。学校側といたしましては、何らかの情報提供の活動は行っているとしているところが大半を占めていますが、保護者へのアンケート結果を見ると、知らないという回答が過半数を占めるという状況です。

また、この知らないと回答した人たちがもし登校という結果のみを目標としない国の方針を知っていれば、学校以外の支援先を選択していた可能性があったのではないかと

設問に対し、可能性が「非常にある」、「ややある」と回答が多数を占めるという状況です。したがって、この方針を知っていることで支援の選択肢が広がることが実際にあり得るところから、方針の更なる浸透が課題となるのではないかと考えております。

次のページですが、学校外施設に通うことになった児童生徒の状況の把握や支援策の再検討というフォローアップ活動について、これも学校側の取組としてはほとんどのところで行われております。

一方で、学校以外の調査対象機関である教育支援センター、教育委員会、民間のフリースクールから見ると、学校側の関心が薄い、先生によって温度差があるのではないかなど、学校の関与が十分ではないのではないかなどというような声も一部見られます。

アンケート結果も傾向としては同様ですが、多くの回答は、学校は気にかけてくれているとなっております一方で、自由回答の中では、学校から連絡がない、担任によって対応が異なるなどの回答もあります。したがって、一部かもしれませんが、関与が十分ではないケースがまだあるのではないかなどということが見て取れるかと思えます。

ここまでで、支援の三つの局面、段階についてそれぞれ御紹介しましたが、次のページのところでは、それぞれの局面におけるアウトカムと全体的な満足度の関係をクロス集計しております。アセスメントのところでは、学校に相談しやすかったかどうかで、支援を受けた際の満足度が変わっており、やはり相談しやすかったほうが満足だと答える割合が高いということが傾向として見て取れるかと思えます。

支援策の検討のところでは、非常に数が少ない選択肢も含まれていますが、例えば自宅にとどまっている場合と、教育支援センターや民間施設に通っている場合では、後者の方が満足度が高いという傾向があるように見えます。

それから、フォローアップについては、学校に対して要望を伝えられたかどうかで、やはり伝えられたという方が満足度が高くなっているように見て取れるかと思えます。

さらに、個々の局面を超えた支援のプロセス全体を通じて、頼りになる人がいたかどうかで満足度がどのように違ってくるかについて、これは傾向がはっきり出ているように見えますが、「頼れる人がいた」ということが、全体としての満足度にかかなり大きな影響を与えているように見えるということでもあります。

このように、各支援の段階で良好なアウトカムが得られること、加えて、全体を通じた信頼できる支援者の存在が全体の満足度の向上につながるということが、少なくとも示唆されているのではないかと考えられるところです。こういったことを踏まえて、取りまとめを

進めて、文部科学省とも議論を進めてまいりたいと考えております。

御説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

(岡会長) どうもありがとうございました。まず、「不登校・ひきこもりの子供支援に関する政策評価に係る研究会」の座長を務めていただきました堀田専門委員から、御意見をいただきたいと思っております。堀田専門委員、よろしく願いいたします。

(堀田専門委員) よろしく願いいたします。御紹介いただきました研究会に参加しておられた有識者の皆さんから出されたコメントなども幾つか御紹介させていただければと思います。

まずは、サンプルは大変限られておりますが、なかなか調査が行いにくい児童生徒御自身、それから保護者の方々のお声も含めて、幅広く調査していただけたことで、とても貴重なお声が集まっていると全体として受け止めました。

調査結果をお戻しして、文部科学省で対応を御検討いただくことになろうかと思っておりますが、有識者の皆さんからは、この結果は、現場の関係者の中で、今どんなことが起きているのか、この先どんなことがより行えるのだろうかといったことを議論する上でも貴重な素材になるのではないかというご指摘がありました。

幾つか、トピックとして申し上げたいと思っております。最初にアセスメントのところですが、まだまだ、相談の窓口があったとしてもそのことが伝わっていなかったり、あるいは、あるのを知っていても相談すること自体のハードルが高いと思っている方々も多くいらっしゃるということが見て取れました。児童生徒、保護者のいずれにしても、不登校になる前の段階では、そういった情報が学校などから提供されていても、自分や自分の家庭に関わることとして受け止めておられない場合も多いのではないかと考えられます。そうすると、児童生徒、年代によって違うのかもしれませんが、日常的にどういったチャネルで様々な情報を入手しているのか、学校に行かなくなったとしても、いつもの情報収集の手段の中で窓口の存在を知る、安心できる相談機会につながっていくことができる効果的な情報提供や相談の在り方も、児童生徒や保護者の日頃の情報収集手段などを手がかりに振り返る余地があるのではないかといった意見も挙がりました。

また、知っていても相談に行かないということについては、今日の資料ではごく僅かしか自由回答の掲載がなかったと思っておりますが、畏れ多い、あるいは相談すると気を遣われてしまうのが嫌だなどというようにお声も上がっております。これは不登校・ひきこもりに限ったことではありませんが、相談するということは、誰かに迷惑をかけるということではない、

むしろ当然のこと、行っていいことであるということ、日頃からどのように伝えておくかということも改めて重要ではないかというお話もありました。

もう一つ、資料2の3ページのところで、国の方針、「登校という結果のみを目標としない」の認知状況ということも挙げてくださっていたのですが、こちらもやはり自由回答を拝見すると、児童生徒の側も、学校復帰のプレッシャーをかけないでほしい、不登校という言い方をやめてほしいなどのお声が上がっているほか、保護者の側も、学校に戻す前提で対応されるから相談しづらいというようなお声も上がっております。もちろん以前よりはこういった国の方針も浸透しているのかと思いつつも、やはりまだまだ御本人や保護者はそのプレッシャーを感じていたり、あるいは、ロジックモデルの最終アウトカムは「児童生徒一人ひとりにとっての最適な居場所や教育の機会の確保」とされている訳ですが、学校に戻らない場合の選択肢、学校以外の場所や可能性などがまだ十分には認知されていなかったり、あるいは、学校からはそれを伝えていきにくいところもあります。そうすると、学校復帰だけが目標ではないことを前提に、学校以外の選択肢にかかわる情報に触れる機会を、平時からどのように作っていくかも重要ではないかということも挙がっていたところでした。

最後に、資料2の9ページの支援先での過ごし方に関する満足度のところについては、今回、サンプル数が限られており、この結果のみで議論することはなかなか難しいかもしれませんが、本当は、どういった生活であるか、あるいは今回、頼れる人の有無というものもありますけれども、どういう段階でどんな情報に触れて、どんな人に頼って、どんな風に過ごしていたら満足していたのかということをもう少し検討していけると、この先につなげられるかもしれないという意見もございました。

ひとまず、以上にさせていただきます。ありがとうございます。

(岡会長) 堀田専門委員、ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様からの御質問、御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(前葉委員) 前葉です。よろしいでしょうか。

(岡会長) 前葉委員、どうぞお願いいたします。

(前葉委員) 岡会長、ありがとうございます。今の堀田専門委員のお話、非常に興味深く聞かせていただきました。と申しますのも、実際、行政の長として、不登校・ひきこもりの問題に向き合っていると、今、どうも潮目が変わりつつあると非常に感じております。堀田専門委員がおっしゃったように、不登校の子供たち、あるいはその親が学校に行かないこ

とを後ろめたく思っている状態である一方、学校側は、子供が学校に来ないことを問題としていると、完全に特別権力関係の下で、学校側は学校に来るべき、あるいは、少なくとも相談に来るべきではないかというところからスタートしており、プレッシャーという言葉が出ましたとおり、子供たちにハンディが非常にある状態だと認識しております。

最近、不登校と言わずに、学校に行きづらい児童生徒、もっと言えば学校に行かないことを選択している児童生徒という言い方が出てきました。私はどちらかというところ、それが非常にしっくりきているところでありまして、したがって、行政側も恐らく、教育委員会側も、学校に来ないことに対して、窓口をオープンにしていますから相談に来てくださいということだけでは、どうも解決しにくくなってきているのではないかと認識しております。

しからは、それに代わる場所をどういうふうにガイダンスするかということになる訳ですが、教育委員会は、本来、学校が自分たちで不登校の子供を登校させるなどして解決すべきであり、学校側の責任回避だと受け取られて、余りやりたがらないというのが正直なところだと思います。しかし、子供たちの状況によっては、やはり連携先をどんどん明らかにして、そこに、言わば相談の窓口であったり、場合によっては、アドバイスを受けるポジションを作ってそちらに一旦預ける、ただ、預けっ放しではなくて、そこどうまく連携して、コミュニケーションを取りながら、子供の新しい場所を作っていくということが必要なのではないかと認識しております。

そこまでうまくいくのだろうかという懸念はありますが、ただ、今のような、学校だけに相談させることよりも選択肢としては増えるし、その方が児童生徒にはなじむというケースは十分あるのではないかと思います。

そういうことを含めて、国においては恐らく、文部科学省と、今度できるこども家庭庁との連携になると思いますし、地方公共団体も教育委員会と子供支援部局が一緒になって考えていかなければいけないところなのではないかと思っています。

この政策評価は義務教育段階の児童生徒を対象に実施していると書いてありますが、これが高校になるとどういうことが起こっているかというところ、かなり自由に生徒が新しい選択肢を探しております。むしろ、今、自分が在籍している高校に相談するというよりも、新しいところに自分の居場所を探し出しているようなケースがありまして、例えば津市においても、NPO法人が通信制高校を運営していますが、そこには、様々なところから、今の学校に行きづらくなったため自主的に通信制高校を選択し、リスタートしているという生徒がたくさんいらっしゃいます。自ら居場所を探し出して、そして、生き生きと新しいとこ

ろで自分のやりたいこと、あるいは目標を掲げて活動している、そういう彼ら、彼女たちの姿を見ると、やはり義務教育においても何らかの選択肢のフレキシビリティというのが必要なのではないかということで、私は文部科学省が「登校という結果のみを目標としない」という方針を出したというのは非常に良いことだと思います。また、今、非常にフレキシブルな状況に突入しつつある、潮目が変わりつつある中での政策評価でありますので、ぜひそういう意味で、更に深めていただきながら、役に立つ、そして、場合によっては大きく方向性をガイドしていくように導いていただければと思います。今の御報告を聞かせていただきました。

以上です。ありがとうございました。

(岡会長) 前葉委員、ありがとうございました。

堀田専門委員、何かコメントございますか。

(堀田専門委員) まさに研究会の中でも、学校の先生たち、あるいは教育委員会の方々ほどそれ以外の選択肢を柔軟にお伝えくださることが難しいところがありつつも、地域の中では多様な学びの場や暮らせるところが出てきており、それがもっとポジティブに伝わっていくような努力が必要なのではないかという声が出ていましたので、潮目が変わるということをもう少し押していけると良いと改めて感じました。ありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございました。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。横田臨時委員どうぞ。

(横田臨時委員) ありがとうございます。横田です。調査報告ありがとうございました。仮説検証の結果が見える化され、状況が分かりやすくなったと感じました。ありがとうございます。

その上で、質問が2点になります。まず1点目が、学校に戻るだけが解ではないということで、今後、学校現場とその他の機関の連携ということが非常に大事である一方、結果、課題が残る点とのこと。今回の調査で連携がうまくいっている、要は、担任の属人的なところに頼らず、仕組みとしてうまく整っている例があればご教示ください。

2点目は、情報提供が、例えばSNSであったり、学校現場だけに頼らないということも非常に重要と感じております。その点の状況をお伺いしたいというのが質問になります。というのも、数年前、厚生労働省の側の行政事業レビューで、学校現場からのひきこもりの方への支援事業を担当したことがあり、その際、今回の調査の対象として回答を得られづらかったであろう、現在もひきこもっている子たちについてです。彼ら彼女たちへどうしてもり

一チができず、アウトリーチをどうしていくかという話題になりました。そうしたときに現場だけではなくて、SNSのように、インターネットをうまく使った入口強化の必要があるのではないかという問題意識があります。

加えて、今回の調査は、文部科学省側だけではなくて、前葉委員がおっしゃったように、厚生労働省、今後はこども家庭庁になるかと思いますが、そちらにも本調査結果を是非インプットして頂きたいと感じた次第です。

最後は意見になります。以上です。

(岡会長) 横田臨時委員、ありがとうございました。

横田臨時委員の御質問に対して、事務局、回答いただけますか。

(高角評価監視官) まず1点目、連携していく仕組みについて、学校側も総論としては当然、これは意識されています。今回、アンケートで御紹介した範囲でいっても、例えば民間施設の情報提供などの、取組が必ずしもまだ十分ではないところがあるかと思っております。もちろん、例えば個々の先生、学校、先生のネットワーク、あるいは地域の環境などで、かなり状況には差があるのだろうと推測いたします。仕組み上は、学校の中で連携役を担うコーディネーターのようなものを置くように呼び掛けられておまして、取組は徐々に進んでいると考えております。

それから、2点目の情報提供ですが、他者にどのように届けるかというところの難しさは非常にあると思います。SNSを活用していくことも一つの有力な手段であることは間違いないと思いますが、掘り下げた具体的な取組がどこまであるかというところは必ずしも把握し切れていない部分もあります。まさに研究会の有識者の皆様からも同様の御意見をいただきました。そこは文部科学省ともよく問題意識を共有してまいりたいと思います。

また、最後に御意見としていただきましたところですが、文部科学省だけの話ではなく、厚生労働省、あるいは内閣府の、今後、こども家庭庁になる部局も調査の対象に含めており、それらは学校外の子供、若者支援といったところとの連携の仕組みなどを持っておりますので、そういったところからのアプローチも十分整理してまいりたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

(岡会長) 高角評価監視官、ありがとうございました。

ほかの委員の方からございますでしょうか。

(森田会長代理) 森田ですが、よろしいでしょうか。

(岡会長) 森田委員、どうぞ。

(森田会長代理) 簡潔にお話ししたいと思います。堀田専門委員、ありがとうございます。大変良い調査だと思います。私自身、経済産業省とデジタル庁で同じような教育関係の制度の提言を考えているプロジェクトに参加しているのですが、そこでも同じような問題が出まして、前葉委員がおっしゃいましたように、潮目が大変大きく変わっていると思います。

それで、実は新型コロナウイルスのまん延が始まって、休校が一斉に起こってから、いわゆる不登校と不登校ではないものの区別というのが余りつかなくなってしまった、要するに、不登校の概念そのものが大分変わってきたのではないかなと思ひまして、それによって、支援する団体、子供たち、学校の意識も大分変わってきたという気がしております。そこで伺いたいのは、このアンケートを実施されたときには、既に新型コロナウイルスで学校の休校などが起こって、家庭でオンライン授業を受けるというような環境になっていたのでしょうか。

何を申し上げたいかといいますと、このアンケートの結果がもしその前の状態だとしたら、今はかなり状況が変わっているのではないかということと、その後の結果がこうだとしますと、まだもう少し違う形での努力が必要と感じたものですから、その辺りにつきまして教えていただければと思います。

以上です。

(岡会長) 森田委員、ありがとうございました。

では、高角評価監視官、お願いします。

(高角評価監視官) ありがとうございます。コロナで状況は変わってきているという御指摘、まさにそのとおりだと思います。お答えする前に、資料2の冒頭にありますとおり、文部科学省の統計では、不登校児童生徒数は直近で小中学校合わせて19万人という数字を挙げておりますが、令和2年度の直近の調査では、長期欠席の理由として、不登校のほかに、新型コロナウイルスの感染回避という選択肢を新たに設けていまして、それが小中学校合わせて2万人ほど、この19万人の外数で把握されています。ただ、実際は、新型コロナウイルスの感染回避がきっかけで不登校という結果に至っている事例など、その区別の曖昧さということは当然あり得ると思います。

それで御質問への答えですが、今回のアンケートは、年明け頃から実施したものですので、当然、新型コロナウイルスの環境下になります。このアンケートの結果自体からは、必ずしもオンラインで授業を受けたなどというところまで把握し切れてないのですが、学校

の調査の中で、若干関連する話としましては、例えば、これまで対面で家庭訪問していく中でなかなか会ってもらえない状況にあったものが、オンラインを活用することで連絡が取れるようになったことで、少し壁を乗り越えているという事例も一部では把握しております。

確かに、そもそも学校に通う必要があるかどうか、オンラインで対応すべきかどうかというところの大きな考えの変わり目に来ているというところは御指摘のとおりと思っております。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、行政評価局においては、ただいまの御意見、審議を踏まえて、今後の取りまとめを進めていただきたいと思います。

続きまして、議題3に移ります。議題3は、「今後実施する行政運営改善調査のテーマ案について」です。今回は三つのテーマ案について議論いただき、個別テーマの議論に入る前に、行政評価局におけるテーマの検討状況について、まず事務局からの説明をお願いいたします。

(西澤企画課長) 企画課長の西澤です。資料3-1になります。今年度より行政評価局で実施します調査テーマですが、随時、この政策評価審議会にお諮りし、そして、随時、着手していくというように、年一回方式から随時決定方式に変更させていただきました。

本日は、三つのテーマについてお諮りするわけですが、全体像をこのような形で御確認いただきながら、毎回の審議をしていただこうと思っております。

一番左側が、重点取組分野として政策評価審議会でも御審議いただいた四つの分野を定めたものです。また、下から矢印が刺さっておりますけれども、こういった分野のいろいろな課題について、課題の把握、あるいは解決策を考えていく上で、令和3年の提言で御指摘された、行政のデジタル化、ボランティアなどの公的活動を担う「行政以外の担い手」、行政計画、そして、EBPMといったような視点を入れていきます。このような横串、縦串を通して行政課題を見ていく中で、真ん中の列にあるようなテーマを現在検討しておりますということを、前回、御説明させていただきました。

そして、さらに、この中で具体的に形になってきたものを、こちらは過去から継続して実施しているものも含みますけれども、現在実施中又は調査設計のステージに入ってきたテ

一マということで、右側に書かせていただいております。

例えば、右の列の上から二つ目の箱の四つ目に、身元保証等高齢者サポート事業というのがありますが、こちらは前回3月の政策評価審議会で御審議いただき、御了承いただいたということで、調査設計に入っているため、真ん中から右側に移ってきたと、このような位置付けになります。

また、右列の四つ目、一番下の箱の伝統工芸は直近に取りまとまって公表させていただいた調査ですが、このような形で全体の進捗を御報告しつつ、個別のテーマについて御審議いただくというような流れを考えております。

私からの説明は以上です。

(岡会長) 西澤課長、ありがとうございました。

それでは、次に、個別のテーマ案について議論したいと思います。

一つ目は、「ため池の防災減災対策に関する行政評価・監視」です。事務局からの説明をお願いいたします。

(岡本評価監視官) 担当監視官の岡本と申します。資料3-2に沿って御説明したいと思います。

三つあるテーマの一つ目です。背景のところを御覧ください。平成30年、西日本豪雨などでため池が決壊するという事例が出まして、痛ましい人的被害なども起きたところなんです。そういうことから利用されているため池について災害が起きないようにするだけではなくて、既に農業用として利用されている実態がないようなため池については、せき止めるものを削って水がたまらないようにする、あるいは埋め立てるといったような形で廃止する工事なども含めた、ため池の防災工事というものを実施していくということが喫緊の重要な課題だと強く認識されております。これを受けて、令和元年7月に、農業用ため池の管理及び保全に関する法律というものが施行されております。

これは、大きくはハード対策とソフト対策と両方について規定していると私は理解しておりますが、ハード対策といたしまして、ため池の防災工事を実施していくということが定められまして、関連施策として右下の黄色いところにありますとおり、令和2年10月に、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法というものができました。これは令和13年までの時限立法となっております。これで、大体10年ぐらいかけて、これらの法律に基づく支援策なども活用しながら、農業用ため池の防災工事、廃止工事を含む防災工事を実施していくことが一つ定められたところです。

それから、ソフト対策として、同じように令和元年7月の法律で、市町村によりますハザードマップの作成等のソフト面での事前の備えや情報提供といったような取組というのも規定されたところです。

平成30年豪雨の痛ましい結果を踏まえて、このような法律的な構えができて、大体数年たったというのが今の状況です。この状況で、10を超える地方公共団体の方に、今どうなっているかと少しお話を聞いたところの現状認識がこの上の四角の中の下の段の現状のところです。上のチェックですが、ため池の防災工事の実施等に苦慮している地方公共団体があるということです。全く進んでいないわけではないものの、地方公共団体によって少し進捗度に差があるのと、それから、同じ地方公共団体の中でも、ため池によって、防災工事が進んでいるため池と進んでいないため池というのがあります。特に今、苦慮しておられるところがあるのではないかと考えているのが、「所有者不明等同意のないため池」です。農業用として利用されているため池というのは、管理者の方が今でもいて特定できるケースが多いのですが、既に農業用として利用されていないため池について、誰が管理しているか分からない、あるいはそもそも誰も管理していない、それから、その土地の所有者の方がいらっしゃるとしても、もう大分前の先祖代々の相続によって相当な数の方が所有者となっていて、全員の同意を得て、防災工事を進めることがなかなか難しいというお声も伺っております。

もちろんできることを優先的にやっていくこと自体は何も間違っているわけではなくて、当然行すべきなのですが、では、そういうものから実施していった結果として、所有者不明のため池が今後どうなっていくのかについても、やはり早期に検討を開始していくことが重要ではないかという現状認識を持っております。

それから、ソフト対策につきましても、この種の事前の備えや情報提供などに100点満点というのはもちろんありませんが、お話を伺うと、やはり地方公共団体によって取組に濃淡があるという感じも受けました。それから、地方公共団体の中においても進捗度に差があったり、比較的取組が進んでいる地方公共団体においても、例えば、隣接の市町村との間でため池の決壊した水害の情報が、必ずしもお互いにシェアできていないなど、なお改善を図る余地があるのではないかと考えております。

左下に、現時点での我々の仮説を置いております。一つがハード対策ですが、これについては防災工事の制度運用のところ少し課題があるのではないかと仮説を持っております。先ほど申し上げた、所有者の同意がないときになかなか工事が進まないということに関しては、実は、同意がなくても、日頃のメンテナンス、あるいは防災工事までできる代執

行や施設管理権を市に設定するなどの制度がありますが、お話を伺うと、一足飛びにこれらの制度を利用しようとする地方公共団体は必ずしも多いわけではないかと考えております。したがって、こういう制度について、制度があるということと実際に使うということとの間に少しギャップがあるのではないかとこの仮説を持っております。

また、仮に所有者の同意が得られたとしても、今度は負担の調整がなかなか進まないという部分が妨げとなっている点があるのではないかとこの仮説を持っております。

さらに、ソフト対策についても、例えば、ため池決壊等に係る避難情報の発令というところに関して、ため池を所管している市町村の農林部局と、避難情報などに関する防災部局、危機管理部局との連携は、まだまだ十分図られていない部分があるのではないかとこの仮説を持っております。加えて、ため池のハザードマップの情報についても、ハザードマップ自体は順次提供が行われていますが、例えば、大雨による河川の堤防の決壊や土砂崩れの発生などの、ほかの災害の被害の情報とため池の被害を重ね合わせて提供するなど、色々な充実を図る余地があるのではないかとこの仮説も持ってしております。

これは現時点での私どもの仮説ですが、正しいかどうかは何とも申し上げられません。これからこの仮説が正しいかどうかということについて、ため池の所管する市町村の方あるいは市町村の危機管理、防災関係の方、あるいはため池の管理者の方なども必要に応じてお話を伺いながら、先ほど申し上げたような仮説が当てはまるのかどうか。そして、当てはまるとした場合に、どのような処方箋が書けるのかということを検討していきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

(岡会長) 岡本評価監視官、ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(岩崎委員) 岩崎ですけれども、1点よろしいでしょうか。

(岡会長) 岩崎委員、どうぞ。

(岩崎委員) 御説明どうもありがとうございました。最後に御説明いただいた考えられる要因に関して申し上げます。以前、政策評価審議会において、防災に関する御説明をいただいたことがあり、そのときに自治体によっては防災を担っておられる方の人数が不足しているというお話を伺ったことがあります。先ほど関係部局との連携がうまくいっていないという御説明がありましたが、ぜひ評価項目に人材不足などの点も踏まえて、調査していただければと思います。よろしくお願いたします。

(岡会長) 岩崎委員、ありがとうございました。岡本評価監視官、何かコメントありますか。

(岡本評価監視官) 御指摘ありがとうございます。いただいたご指摘を踏まえて、しっかりと視点に盛り込んでいきたいと思えます。

(岡会長) ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に、二つ目のテーマであります「地域における住民の防災意識の向上（自然災害の伝承活動）に関する実態調査」です。それでは、まず、事務局からの説明をお願いいたします。

(渡邊評価監視官) 評価監視官の渡邊です。資料3-3について御説明をいたします。

冒頭に調査の狙いを記載しております。災害の犠牲者を最小限にとどめるため、住民への避難情報の提供を始め様々な取組がある中、その一つである過去の災害記憶・教訓の伝承を通じて、地域住民に「自らの命は自らが守る」意識を醸成するということです。

災害時に住民に避難を促すための行政側の取組としては、市町村が出す避難情報や、気象庁が出す警報などがありますが、住民の中には、ここは大丈夫だと考えて逃げ遅れる方がいらっしゃるのが現状かと思えます。まさにその地域で、この災害がここまで来たんだと、水がここまで上がってきたんだという過去の教訓を住民それぞれに自分事として意識していただいて、次の世代、さらに次の世代へと確実に伝承していくという意味で、災害伝承活動が非常に重要だと考えております。

「把握している現状」のところですが、災害伝承活動については、東日本大震災の後、災害対策基本法が改正されて法律上位置付けられるとともに、具体的な取組としましては、国土地理院で、市町村の登録申請を受けて、国土地理院が作成・公表している地図に自然災害伝承碑を掲載するという取組を令和元年から開始しております。直近の数字で、全国で1,400基余りが登録されておりますが、しかしながら、地理院地図への掲載、あるいは、それらを含め慰霊祭や防災教育など、様々な災害伝承活動につきまして、地域差・温度差があるというのが課題であると考えております。

「考えられる要因」としましては、1点目、地域でどのような災害伝承活動が取り組まれているか、必ずしも把握されていないのではないかということです。地域によって災害伝承活動の重要性に対する認識が低いところもあるのではないかということ、それから、自然災害伝承碑の取組についても、例えば四国では6割の市町村が登録申請をしていないと指摘

されている方もいらっしゃるという状況です。

それから、2点目としましては、災害伝承活動が地域住民の防災意識の向上に有効に活用されていないのではないかとということです。時間の経過とともに途絶え、あるいは縮小している伝承活動がある一方で、地域によっては長く続いている活動もあります。百数十年にわたり、毎月あるいは毎年、慰霊祭などを行っているところもありますし、あるいは碑を、石ではなくて木製で建てて、朽ち果てるたびに再建して、教訓を風化させないような取組がされているところもあります。

このような状況の中で、災害伝承活動が十分機能しているか、地域住民の防災意識の向上に寄与できるか、どのような災害伝承活動が寄与できるかというところを見ていく必要があると考えております。

このような観点から、「把握すべき事項」について、災害伝承活動の実施状況につきまして、災害伝承活動に対する市町村あるいは住民の把握・認識の状況、国の支援の状況だとか、それから、ツールの一つとしての地理院地図への掲載につきましては、市町村での取組、申請などの状況、国土地理院の支援の状況、地図に掲載した後の活用状況も含めて、どの点に課題があるのかということを見ていければと考えております。また、住民の方々へのアンケート調査も行い、災害伝承活動の取組と住民の方々の防災意識の向上との関係なども見ていけたらと考えております。

中ほど、※印で記載しておりますが、来年2023年は関東大震災から100年目です。この節目に向けて、調査を実施・公表していけるように進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

(岡会長) 渡邊評価監視官、ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。岩崎委員、どうぞ。

(岩崎委員) 御説明どうもありがとうございました。岩崎です。

本件、非常に大切な取組であり、重要な調査であると認識しています。伝承は、災害の被害を伝えるとともに、減災や命を守るための重要な取組で、今後、住民の防災意識の向上や確実な伝承体系の確立にも期待したいと思います。

その上で、ぜひ御検討いただきたい点は、防災教育です。早稲田大学電子政府・自治体研究所では、これまでユネスコやITUを通して、ASEANの諸国で水害や津波に悩まされる国々の大学とオンライン防災教育を行ってきました。日本の災害対策は海外も非常に高い関心を持っていることから、世界一と称される災害大国の日本は、防災大国日本として同

じ社会課題に悩む国々へ国際貢献する必要があると考えています。研究所は、国連ITUの代表団として、2005年と2015年に、神戸と仙台で開催されました2回の国連防災世界会議にそれぞれ参加してまいりましたが、日本の防災インフラ事業への国際的な関心は、かなり高かったと記憶しています。

そこで、本件に関連して2点、御提案申し上げたいのですが、1点目は、いかに伝承するのかという点です。防災教育は小学校の低学年時から、社会科の一環として触れられることが多いわけですが、今後はデジタル教育のアプリケーションとして、教材、コンテンツ開発することを提案したいと思っています。

伝承によるデータの活用で大きく貢献できるのが、コロナで一気に普及したタブレット、GIGAスクールであり、アフターGIGAのコンテンツ開発の一つとして、ぜひ文部科学省に検討していただきたいと思います。GIGAスクールは行政事業レビューの対象で、1人1台端末や利用頻度の定量評価のみならず、ハードとソフトの両面でより付加価値の高い政策につなげられるようにしていただければと思います。

2点目ですが、災害弱者の多くが高齢者であることへの対応です。いずれの災害でも、およそ7割が高齢者であり、被害に遭うかどうかの分岐点が、スマホなどを活用して情報の受発信ができるかどうかで左右されるとの研究成果があります。今、総務省やデジタル庁、そして各都道府県で、情報格差解消のためのスマホ教室の開校計画が進んでいます。これまで、我々も高齢者の情報格差解消のために、多くの地方公共団体と連携して、スマホ教室の開催や、地域活性化事業などを実施してまいりました。高齢者へのスマホの利活用率を向上させるためには、使いやすいツールであるということは大前提ですが、ソフトとコンテンツ、そしてアプリケーションも重要な役割を担うと思います。要は、スマホに簡単な防災アプリを搭載して、スマホ教室での教材として利用するという事です。結果的に、情報格差の解消、さらには防災対策にもつながり、スマホへの親近感を得るといった付加価値を高める役割を担うと考えます。後世への災害の伝承だけではなく、災害弱者の伝達方法も命を守る大切な手段であると考えています。

いずれも、今回の政策評価の次のアクションになると思われますが、GIGAスクールや、そして高齢者へのデジタルデバイドの解消を視野に、行政事業レビューと連携をしながら取り組んでいただければと考えます。個別テーマで政策を実行するだけではなく、柔軟でしなやかな評価を目指して、ぜひアジャイルに進めながら、新しい価値を生み出していくことが、結果的に膨大な災害コストの改善や効率化にも寄与すると考えます。

このほか、この件は民間との協業で、デジタルツインやバーチャルリアリティーを活用した防災シミュレーションや、アプリを多言語化して海外展開することも期待できる分野かと思えます。ぜひ、この分野は内閣の最重要課題ともなりますので、格上げしていただいて、文部科学省や総務省、デジタル庁、そして消防庁と、関連省庁と連携してぜひ進めていただきたいと思えます。

以上です。

(岡会長) 岩崎委員、ありがとうございました。ただいまの岩崎委員の意見に対して、渡邊評価監視官、何かコメントございますか。

(渡邊評価監視官) デジタル教育、学校での教材、GIGAスクールや、高齢者の情報格差への取組が、災害伝承活動との関連で重要だということ、ごもっともだと思っております。

これから調査を行って、また、アンケート調査も行う中で、地方公共団体や地域社会、学校での取組なども含めて、幅広く調べてまいりたいと思っておりますので、御指摘のような取組もなるべく拾い上げられるように取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございます。ほかの委員の方いかがでございましょうか。

(横田臨時委員) 横田です。よろしいでしょうか。

(岡会長) 横田臨時委員、どうぞ。

(横田臨時委員) ありがとうございます。質問になります。

今回、災害伝承活動の把握を全国的にしていくということで、非常に重要だと思っております。一方で、大災害という基準をどう置くかという問題はあるものの、自治会や市町村など、どこかの区分で一定規模以上の災害が発生したというデータ（や地域の文書）があるはずで、また、各地方公共団体がどのような単位で過去の災害を把握し、全体像が見えているのか、現状について知りたい。また今回の事業との連動性をどのように見ながら進めていかれる予定なのかというのを伺いたしたいと思います。

(岡会長) 横田臨時委員、ありがとうございます。渡邊評価監視官、いかがですか。

(渡邊評価監視官) 少々大きいお話かなと思ひまして、調査の中でどこまで御指摘のところが反映できるかというのは考えていきたいと思ひます。ありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございます。横田臨時委員の意見に対して、検討を深めていただくということをお願いしたいと思います。ほかの委員の方いかがでございましょうか。よ

ろしいでしょうか。

それでは、私から1点だけ。災害というのは、いわゆる一般論と個別論がありますが、実際に防災ということになると個別論になると私は思います。具体的に言うと、例えば、相模川が氾濫しそうだということになったら、茅ヶ崎は大騒ぎしますが、隣の藤沢はドントケアです。ですから、災害というのは極めて局地的な部分があるにも関わらず、気象庁などが発令する災害の事前の予測の範囲が少々広いようなところがあります。関東一円といわれても、例えば、北関東の情報については、恐らく千葉の方はドントケアだと思います。私は災害問題というのは、そういう全体的な取り組み方も当然重要であります。個別各論が進めるときには、地域密着型、あるいは地域限定型になる。従い、記念碑についても、本当に災害のあったその町なり、村なりでは、語り継がれていくのではないかと期待をいたします。

また、具体的に言うと、J:COMというケーブルテレビがあるのですが、彼らのサービスの一つにコミュニティチャンネルというのがありまして、災害時になると、その町なり、その市なりの災害関係情報をわーっと流すわけです。そのような形で、局地的に避難を促すようなこともするし、数年前に木更津で大変な災害が発生したときには、収束した後のブルーテントの配送までお手伝いしたというようなこともあります。従って、市町村の、ここには前葉委員がおられますが、首長さんと、場合によってはその地域のケーブルテレビの連携によって、地域を限定した災害情報、あるいは災害予防情報、そういったものを住民に流すというようなことも、効果的かなと思いますので、渡邊評価監視官、検討の中に入れておいてください。お願いいたします。

(渡邊評価監視官) ありがとうございます。承知いたしました。

(岡会長) ほかの委員の方、よろしゅうございますか。

そうしたら、最後のテーマになりますが、「ごみ屋敷」対策に関する実態調査」です。まず、事務局からの説明をお願いいたします。

(渡邊評価監視官) 渡邊です。引き続き、私から「ごみ屋敷」対策の調査についても御説明いたします。資料3-4になります。

冒頭、調査の狙いですが、地方公共団体におけるごみ屋敷対策の支援を通じ、ごみ屋敷事案の解決及び周辺生活環境の改善を促進するということにしております。

「把握している状況」のところですが、いわゆる「ごみ屋敷」につきましては、単にごみがたまっているという問題ではなくて、悪臭、害虫、ごみの崩落、あるいは火災の発生など、周辺住民の生活環境に支障を及ぼす大きな問題であると思います。数年前の調査によれば、

地方公共団体で把握し対応中のごみ屋敷事案は、全国で1,920件に上るというデータもあります。

ごみ屋敷事案については、直接対応する法律や制度はないという状況かと思えます。一部の地方公共団体では、「ごみ屋敷条例」を作るなどして、調査、あるいは勧告、命令、罰則といった強制的措置と、支援措置も組み合わせて、それぞれ対応されていると承知しております。

ごみ屋敷への対応については、ごみの排出だけにとどまらず、居住者の方々が介護や生活保護などの福祉的支援を必要とする場合が多いと聞いております。しかも、ごみ出しや福祉的支援を居住者が拒否するような事案や、あるいは、一度ごみを出してもごみ屋敷の状態が再発するといったことで、地方公共団体が非常に対応に苦慮されているようなお話も聞いております。

一方で、国については、直接具体的にごみ屋敷に対する支援を示していない状況であると思っています。当局への行政相談でも、近所のごみ屋敷の解決を地方公共団体に働きかけても十分対応してくれないといった相談も寄せられている状況にあります。

このような状況の「考えられる要因」ですが、1点目、ごみ屋敷という問題への認識につきましては、その問題の重大性、あるいは地方公共団体に対する支援の重要性を国の方で十分認識されていないのではないか、あるいは、地方公共団体のニーズ・要望が十分把握されていないのではないかという問題意識を持っております。

2点目としまして、ごみ屋敷事案への取組ですが、国の地方公共団体に対する支援が十分でないことによって、地方公共団体では、環境部局と福祉部局、それぞれ関係する部局が単独で取り組んで、なかなかうまくいかないような事例も聞いております。一方で、全庁的に連携を図って、うまく解決に導いているような例も聞いております。多くのところは対応に苦慮されている状況かと思えますので、その点が課題であると思っておりますし、それから、既存の関連事業として、高齢者ごみ出し支援事業というものがありますが、ごみ屋敷の居住者は必ずしも高齢者ではなく、比較的若い方が居住者の場合もあり、その場合は高齢者向けの事業は使えないこととなりますが、一方で地方公共団体によっては、ごみ屋敷が解決した後この事業を使ってごみ出し支援をしているようなところもありますので、そのような取組がまだ浸透していないのだろうと考えております。

このような観点で、「把握すべき事項」ですが、ごみ屋敷事案の実態としまして、居住者の属性や発生要因、周辺への影響なども含めて実態を調べるとともに、国の取組状況として、

実態をどこまで把握しているか、ごみ屋敷対策あるいは関連事業について、どのようなものを実施しているか、地方公共団体に対しての支援がどうなっているかというところを調べるとともに、地方公共団体については、条例の制定状況、あるいは関係部局間の連携状況、どのような事案が解決につながり、どのような工夫をされたのか、あるいは解決困難な事例については、どの辺りが課題・支障になっているのかということ、さらには国に対する意見・要望などもお聞きして、このような実態と対応の現状を明らかにしまして、改善方策、特に国に何ができるかというところを今回検証していければと考えております。

説明は以上です。

(岡会長) 渡邊評価監視官、どうも御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見をいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

では、ちょっとつなぎで、私から質問させていただきます。渡邊評価監視官、ごみ屋敷の問題は、居住者がいるというのが前提だという理解でよろしいですか。

(渡邊評価監視官) そうです。居住者がいない場合は、いわゆる空き家という状態かと思っておりますが、空き家については、空家等対策特別措置法がございまして。一方で、ごみ屋敷は居住者がいるという状態かと思っております。居住者がいるがゆえに、空き家以上に難しい問題だということで、なかなか取組が進んでいないという状況だと認識をしております。

(岡会長) ありがとうございます。ほかの委員の皆さん、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。行政評価局におきましては、ただいまの審議内容を踏まえて、具体の調査設計を進めていただければと思います。

それでは、次に議題4に移りたいと思っております。議題の4は「政策評価に関する最近の取組について」です。それでは、事務局からの報告をお願いいたします。

(辻政策評価課長) 政策評価課長の辻です。それでは、議題4、政策評価に関する最近の動きについて、3点、御報告をさせていただきます。

まず、資料4-1を御覧ください。例年この時期に行っている政策評価の国会報告です。政策評価法に基づきまして、毎年、各行政機関が行った政策評価の実施状況を取りまとめて国会に報告をしているものです。今回は令和3年度分ということで取りまとめて、6月3日に国会に報告し、6月10日の参議院本会議で、総務大臣からの報告聴取・質疑が行われております。

次のページ、報告の中身になりますが、各府省が行った評価の実施件数などを中心に取り

まとめをしているもので、令和3年度は事前・事後合わせて2,227件の評価が実施をされました。

事前評価につきましては、公共事業、規制、研究開発、租税特別措置等、政府開発援助と、これらは政策評価法の施行令に基づいて事前評価が義務付けをされている分野ですが、こうした分野を中心に838件。それから、事後評価については、いわゆる施策レベルで行われている目標管理型の政策評価が256件、加えて、公共事業などで決定した後に一定期間未着手、あるいは未了のものについて再評価を実施したものが501件、それから、事業が完了した後の評価が507件、その他125件となっております。事後評価の方は合計で1,389件となっております。評価の実施件数ですが、例年大体2,000件程度ということで、全体として例年どおりの内容となっております。

それから、次のページですが、左側は各行政機関が行った政策評価の政策への反映状況ということで、事前評価、これについては当然政策決定前に評価を行うものですので、その結果については、法令改正や税制改正要望、事業の採択、予算要求などに反映をされています。

それから、事後評価につきましても、政策の見直しや、予算要求などに反映されているということで、例えば下から2段目のところ、評価結果を踏まえて廃止、休止又は中止したものが4件となっておりますが、ODA事業が1件と、それから公共事業関係が3件の中止が行われております。いずれも評価結果を政策にきちんと反映したと、そういう報告となっております。

それから、右側ですが、総務省が直接行った評価ということで、令和3年度は、外来種対策の推進について取りまとめて公表をしております。また、不登校・ひきこもりの支援については、先ほど御説明をしたとおり、引き続き実施中のものです。それから、規制及び租税特別措置等の点検活動を行いました。

最終ページですが、政策評価の国会報告の中では、毎年度の政策評価の取組のトピックを取りまとめて報告をしております。令和3年度のトピックとして、今般の政策評価審議会で御審議をいただきました提言の取りまとめに至る動きについて御紹介をさせていただいております。それが左側です。

それから、右側ですが、E B P Mの推進に係る取組ということで、この後御説明します実証的共同研究の取組なども御紹介をさせていただいております。

以上が、資料4-1、国会報告の関係です。

次に、資料4-2を御覧ください。E B P Mの実証的共同研究の取組を御紹介するもので

すが、1 ページを御覧いただければと思います。

実証的共同研究は、E B P M の事例を創出するため、各府省と共同で、具体的な政策を基に、E B P M の手法を使って実際に政策の効果の検証を行ってみようという取組で、平成30年度から始めて、これまで、延べ11テーマ、11府省の案件について実施をしております。

令和3年度ですが、下にあります二つの案件、農林水産省の農山漁村振興交付金と、文部科学省の在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果についての検証ということで実施をしております。

まず、左側のほう、農山漁村振興交付金です。この交付金が農山漁村の活性化にどのように寄与しているのかなどについて分析をしてみようと取り組んだものです。もともと農山漁村振興交付金の政策のアウトカムについて、地域の「人口減少の抑制」といった、様々な要因が絡み、かつ長期的に見ていく必要があるというものが設定をされていて、これに基づいて政策の効果検証をしようとしても、なかなかこの交付金がどのように寄与しているかが分かりにくいところがありました。

このため、今回の研究の中では、交付金の個々の対策がどのように目標に寄与しているのかを明らかにするために、目標の達成のために、どのような変化のステップを経る必要があるのかをロジックモデルを活用しながら整理をし、その上で検証して、アウトカムを段階的に設定していく。そして、データを使って政策の効果を定量的に把握していこうということで、統計的な分析なども行ったものです。その結果、交付金により、6次産業化に取り組む農業経営体数が向上することなどが確認をされたというようなものです。

それから右側、文部科学省の取組です。海外にある日本人学校などに教員を派遣する仕組みがあり、派遣される教員については、例えば、カリキュラム・マネジメント能力が向上する、多文化・多言語環境への対応力が上がるといったことが想定をされているわけですが、実際にその能力の伸びが生じているのかどうかを検証してみたものです。

なかなか分析に資するような既存のデータがないということで、どのように効果検証していくかをいろいろ工夫してみました。例えば、アンケートにおいて、できるだけ主観を廃して事実を問うような質問の仕方という形で工夫をしたり、あるいは派遣された職員の上司である管理職へのアンケートを実施したり、あるいは所属している教育委員会からも話を聞くような形で、多面的な実態把握にも努めました。

実際、今回1年という短い調査期間で行った、あるいはデータの制約などがある中での効果検証ですので、そういった点には留意する必要がありますが、調査の結果、派遣経験のな

い教師と比べて派遣経験のある教師のほうが能力等をより伸ばしていることが明らかになったというものです。

次のページ以降は今申し上げた事例の詳細なデータをつけさせていただいているものです。

最後、資料4-3です。令和2年度の規制に係る政策評価の状況を点検した結果について、これは既に令和3年度末に公表しているものですが、審議会への報告のタイミングがなかったため、今回、報告をさせていただくものです。

規制の政策評価ですが、これは法律又は政令に基づいて規制を導入する際に、事前評価が義務付けられているというもので、1ページを見ていただきますと、今回、令和2年度に実施をされました事前評価118件、それから事後評価39件の計157件について、資料に記載された項目について点検を行いました。点検のポイントとしましては、2ページを御覧いただければと思いますけれども、規制の事前評価の中で最も重要なポイントとなるものは、規制を受ける事業者あるいは個人に対して、その規制を導入することでどの程度のコストがかかるのか、これを遵守費用と申し上げておりますが、この遵守費用がきちんと定量的に示されているかといったこととなります。これについては、2ページの真ん中の円グラフ、遵守費用と書いてあるところを御覧ください。遵守費用が定量化されているのは約4割となっております。実は、前年度もほぼ4割にとどまっていたということで、伸び悩んでいる状況であり、この辺りの改善方策が引き続きの課題となっております。

それから、4ページですが、事前評価の段階で、事後評価をいつ行うかとか、その際の指標の設定をしっかりと実施していただきたいということを申し上げております。調べてみると、事後評価の実施時期は基本的にはほぼ明示をされておりますが、事後評価の際に設定する指標については、適切に設定されているものが現時点では少数にとどまっている状況です。

今般の政策評価審議会の提言においても、効果検証を行うための指標の設定の重要性、あらかじめ効果を把握するための指標をきちんと事前に設定しておきましょうという御指摘もいただいておりますので、この辺りも今後改善に取り組んでいくべきポイントであると考えているところです。

簡単ですが、説明は以上です。

(岡会長) 辻課長、ありがとうございました。

ただいまの説明に対して御質問、御意見がございましたらお願いします。

(田辺臨時委員) 田辺です。2点ほど申し上げたいと存じます。

(岡会長) はい、どうぞ。

(田辺臨時委員) 一つは、この実証的な共同研究についてです。二つ取り上げていただきまして、非常に意欲的な手法について比較していただいたので、この点は非常に評価したいと思います。

特に事例の1のところは、いわゆる傾向スコアマッチングという経済学者がよく使う手法を使って、比較のやり方、つまり効果をどのようにとらまえるのかという点では、特に問題はないだろうと思っております。

ただ、事例の2は、若干問題が残っている感じがしております。どのような問題かという点、いわゆる自己選択バイアスが生じており、それを排除していないというものです。

具体的に申し上げますと、在外教育施設に派遣するかしないかの選択があつて、派遣された人と派遣されていない人を比べて伸びの率という点、効果を把握しようとしているわけです。その派遣の効果は、要するに派遣の経験によって、これだけの能力が伸びたということを実証する形になってはいますが、自己選択バイアスというのは、この二つの集団、つまり派遣された集団と、派遣されていない集団を比較しているところの問題点です。

要するに、派遣されても自分は海外で生きていけると思っている方々が志望する。ランダムに指名されたり、派遣を阻まれることはあり得ませんので、志望した人が派遣されている。志望するということは、ある意味、自分の潜在能力に自信を持っているわけです。志望しない人は、自分の潜在能力に自信がなかったり、海外みたいなタフな環境では、余り仕事をしたくないような方々です。

そうなるとその段階で、もう潜在能力が在外教育施設に派遣された集団のほうが高いというバイアスがかかっている、逆に在外教育施設に派遣されていない集団に関しては、その潜在能力が低いという区分けがされているわけです。そうすると、潜在能力が高い集団が伸びるのは当然です。それをこの研究においては、派遣された経験が能力の伸びにつながっているという形で整理してしまっているという問題点です。

誰が志望して派遣されて、それから誰が志望せずに派遣されなかったかという、その特性に関するデータがあれば後で補正できますが、もしかしたらそのデータがないために補正されてなかったのではないかと感じはしております。

ただ、このような実証研究を行いますと、特に研究者からは間違いなく、自己選択バイアスだろうと指摘されますので、そういった点を含めて、その点については補正できていない

けれどもというような、補足的な説明を追記したほうが良いと思います。

ただ、それを除けば、非常にきれいな結果が出ている。その結果がもともとの潜在能力の差によるものなのか、それとも経験によって加えられた効果なのかというところの区分ができないという問題は残っているのではないかと思います。これが1点目です。

それから2点目は、その後の規制に係る政策評価の点検のところ、特に遵守費用が余り伸びてないという問題点、それから、事後的な効果の把握のところ、どのような指標で把握するのかという点が記載されていない点は、非常に残念だと思います。今後、規制評価ワーキング・グループ等でそういった原因を分析して、かつ各府省とのフィードバックを行うことによって、質的な評価の向上をしていかないと、このままにとどまってしまうので、そういった点を心がけていただければと思っている次第です。

以上、2点ほど申し上げました。

(岡会長) 田辺臨時委員ありがとうございました。

辻課長、何かコメントがあればお願いします。

(辻政策評価課長) 実証的共同研究の件については、大変重要な御示唆をいただきまして、ありがとうございます。私どものほうでも少々精査をしまして、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

それから規制の問題については、まさに御指摘のとおりですので、田辺先生に主査を務めていただいている規制ワーキング・グループでもしっかり議論をさせていただき、改善を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

(岡会長) ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでございましょう。

(薄井委員) 薄井です。

(岡会長) 薄井委員、どうぞ。

(薄井委員) 岡会長、どうもありがとうございます。

全体に関しての御質問でもよろしいですか。

(岡会長) 結構です。

(薄井委員) 資料3-1、テーマの検討状況という一枚紙があります。これについては、まず積極的に評価しています。重点的な取組分野、それから現在検討中のテーマ、その中で調査の設計・実施中のテーマという、こういったマトリックスで、取り上げるテーマをしっかりとクローズアップしているのは大変良いことだと思います。

他方で、この四つの類型の一番下のところを見ていくと、経済成長・分配の基盤構築・環境整備ということで、労働力の不足であったりクリーンエネルギーであったりという、非常に大きなテーマが掲げられている隣に、突然、伝統工芸が出てきます。実はこのレポートを読みまして、趣旨は十分理解していますが。

ここで、もしよろしければ事務局にお伺いしたいのは、これから先、我々が取り上げるテーマについてです。せっかく画期的な提言を出して、新しい政策評価の在り方というか、各府省に対しても、そのテクニカルアシスタンスも含めて、問題提起をしたわけですね。例えば今日伺ったテーマで、非常に面白いなと思ったのですが、自然災害の伝承碑の問題は、今まで永続されてきたコミュニティーがしっかり維持されていて、さらに今後有効に機能させていこうという点では、すごく大きなモメンタムですね。他方で、その次のごみ屋敷は、既存のコミュニティーが機能しなくなっている、非常に危険な警鐘を示している。この二つの事例だけでも、コミュニティー論と整理したときには、大きなコントラストがあると思います。

問題は、そういった課題を我々の中でそしゃくしてしっかり提起していくことではないでしょうか。個別のテーマの選定については、私は特に、申し上げるつもりはありませんが、取り上げたテーマについては、その意味するところを丁寧に説明したらいいのではないかと思います。

2点考えたことを申し上げますと、我々が取り上げているテーマには全て、有効な意味があります。どのような観点から意味があるかという点、例えば、一見、とてもパーシャルに限定されたテーマに思えても、実はその調査の方法論は、各府省が現在持っているいろいろな施策アイテムに横展開できる場合。ある種、モデル性、展示性——展示性というのはディスプレイ効果のようなものです。そのため、これは小さく見えるかもしれないけれど、ディスプレイ効果、ショーケースとして、そういう観点から見てほしいというメッセージもあり得るかもしれません。

もう一つは、先行的なテーマを扱っている場合。我々は早いタイミングで現在提示しているという先駆性についての強調です。例えば、先ほどのごみ屋敷のように、一見よく分からないテーマに見えても、今後、大きな問題になる可能性があるため、将来、立法的な措置や条例的な措置が必要になるかもしれない。また、先ほどのコミュニティー論については、展示性や先行性のほかにもいろいろな視角もあると思います。何か世に問うときに、我々の中で再度、どのような観点から問題提起をするのかを吟味して、世の中にその意図や目的を示

すことができるか検討すべきではないでしょうか。それによって、受け手側が、それでは、我々もよく考えてみようというような双方向になるのではないかと思いました。

難しいことを聞いて恐縮ですが、もし何か感想などがあれば、ぜひお聞かせください。

(岡会長) 薄井委員、ありがとうございました。

今の御意見に対して、辻課長、何かありましたらお願いします。

(西澤企画課長) 西澤からお答え申し上げます。

今いただいた取り上げたテーマの意味するところというのは、私ども、大変重視しているところでございます。実は、相当その辺りについて議論していますが、今回お諮りする資料に至る過程では、ある意味きれいになってしまって、その辺が少し、メッセージとしては薄れてしまったのかなと思います。したがって、今後、調査に着手していきますが、レポートを出すタイミングでは、今御指摘いただいたようなことを十分意識してまいりたいと思います。

また、御指摘いただいた、特にレポートを出すときに、これはほかの分野にも応用できるというのは、我々はどうしても今まで分野としての、例えば今度福祉をやる場合には、過去、福祉でどのようなテーマを扱ったか、それを参考にしてみよう、そのようなアプローチをしがちでありました。しかし、今般この横の分野に加えて縦の視点のようなことも御提言いただいて取り組んでおるところですので、横断的、共通的、そういったものも意識しながら取りまとめ、打出していきたいなと思っております。

また先行的な課題、こういった、まだ世の中では騒ぎになってないが、このまま放置すると大変なことになりそうといったものを見つけて、しかもそれに専従して取り組めるといのは第三者機関たる我々の強みであると思いますので、その辺りを意識して取り組んでまいりたいと思います。

御指摘ありがとうございました。

(岡会長) 西澤課長、どうもありがとうございました。

今日は3件ありましたけども、具体的な案件があったときに、ぜひ今のような踏み込んだ説明をしていただいたらよろしいかと、今、薄井委員のお話を聞きながら私も感じました。よろしく願いいたします。

ほかの委員の方、いかがでございましょうか。横田臨時委員、どうぞ。

(横田臨時委員) ありがとうございます。

私からは実証的共同研究の件に関して、質問と意見になります。

まず、いただいた事例の二つ、代表的なあるあるですね。アウトカムが遠い目標で政策の寄与度が分からないという点とデータがないというのは、2大「あるある」なものを事例として、きれいにまとめていただいたと思います。

その上で質問です。政策評価に関する統一研修において、eラーニングという形で反映を扱っていらっしゃるということで、その点は非常に評価したいと思っております。既に741の方が研修を受けているとのことですが、各府省の基準と、その人たちの受講が決定した経緯をお伺いしたいと思います。

趣旨としては、今後その諮問事項の中でEBPMの浸透ということで、統一的に概念を一気に浸透させることは非常に重要だと思っております。ただ、これから議論していくところだと思いますが、仮に全員が一斉に受けることが難しい場合、誰から受けていくことで、浸透が早くなるかなど優先順位付けの検討材料にもなり得るかと思われましたので、研修の受講者の現況をお伺いできればと思います。

以上です。

(岡会長) 事務局、お願いいたします。

(辻政策評価課長) ありがとうございます。

基本的には、我々からは幅広く受講してくださいと申し上げるしかなく、あとは基本的には各府省で手挙げ方式のようなことで実施されているのだと思います。基本的には各府省の政策評価の研修という形で実施をしているものですから、各府省の政策評価の窓口部局ですとか、局の政策評価の取りまとめ部局のような方が現状では中心になっているという状況です。

一方で、まさにEBPMというのは原局原課で政策立案をされている方のところに浸透していかないといけないことから、そのことを今後念頭に置きながら、どのような形で募集をかけていったらいいのかも含めて、引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

(岡会長) ありがとうございました。

横田臨時委員、よろしいですか。

(横田臨時委員) はい、ありがとうございます。

現状手挙げ方式で施策評価部局が多いということで、今後やっぱり諮問事項に回答していく中でどうしていくのかは、ぜひ皆さんと議論したいなと思いました。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょう。

(森田会長代理) 森田ですが、よろしいでしょうか。

(岡会長) 森田委員、どうぞ。

(森田会長代理) もう余り時間がないので簡潔に、全体を通して、こうしてはという提言に結び付くようなことを申し上げたいと思います。

今回の実証的共同研究や、それ以外の行政評価局における評価もそうですが、以前に比べて非常に評価の質が高いという言い方をすると失礼ですが、まさに実証的でEBPMなり何なりの方法がだんだん反映されてきていると思っております。

ただ、行政評価局の政策評価のミッションにも関わることですが、世の中が大きく変わってくるときに、それぞれの政策が当初の狙い通りにうまく適合しているかどうかということです。先ほど薄井委員からもお話がありましたように、いわゆる横展開というか、共通した問題の要因のようなものがかかり存在しているのではないかと思っております。

先ほどのため池もそうですし、伝承の問題もそうですし、ある意味でゴミ屋敷も空き家・空き地もそうかもしれませんが、このコミュニティがだんだん脆弱化してくる、消滅してくるところが共通していて、それぞれに対して個々の政策そのものはそれなりの効果を上げているのかもしれませんが、根本的なその原因というか、共通項そのものを見直していくということも、我が国の社会を維持していくためには必要でないかと思っております。

特にゴミ屋敷、空き地・空き家やため池もそうですが、コミュニティの問題と同時に、例えば今の所有権制度そのものについて、これをリジッドに守っていくことになると、相続人の発見にしても、非常に行政に手間暇がかかってくる。そういうところはかなり共通をしているのではないかと思います。そのような問題を横串に刺して取り上げることも必要かと思っておりますし、それが余りにも大きなテーマであって、所有権ならば所有権という、基本的な制度をそのまま評価の対象にするのは難しいかもしれません。ただ、その場合でも、そうした評価の後に、行政評価局、政策評価審議会として、そのような問題を指摘しておくことが必要なのではないかなと思っております。

政策評価審議会の所掌事務の範囲外になるかもしれませんが、私たち、政策評価審議会の果たす役割が今までと変わってくるということを考えた場合に、そうした積極的な提言、問題の指摘というものもあってもよいのではないかなと思っております。それが最初のところの諮問、少し漠然としていて何と読むか微妙なところがありますが、その中に入ってくるの

ではないかと思っております。

特に、先ほど不登校の問題がありましたが、コロナとそして今回のウクライナでもって、世の中の変化の振れ幅とスピードが非常に速く大きくなってきていると思います。そのときに、これまでの政策だけではなしに、それを見通したような形での政策の在り方を指摘し、そして、各府省の政策に対して助言をするというのも、最初の諮問に期待されているところに含まれているのではないかと感じたところです。これについては、事務局においてもそのようなお考えがあるかと思いますが、ぜひこの政策評価審議会として、また機会をみて御検討いただければと思っております。

以上です。ありがとうございました。

(岡会長) 森田委員、ありがとうございました。

ぜひ、検討すべきかと私も思います。

ほかいかがでしょう。それでは、皆さん、もうよろしゅうございますか。

ありがとうございました。大変活発な御意見をたくさんいただきました。事務局の方でそれを受け止めていただいて、より良い形にしていければと思います。

最後に森田委員がおっしゃったように、世の中の激しいかつ速い変化に対応するという意味では、我々審議会の枠を超えるようなことにまで踏み込む必要が出てくるかもしれないなど、森田委員のお話を伺いながら考えておりました。

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第29回政策評価審議会と第32回政策評価制度部会の合同会合を閉会いたします。

(以上)